

**令和5・6年度
小規模修繕契約希望者登録制度【随時申請】の申請の手引き**

1 小規模修繕契約希望者登録制度について

この制度は、黒部市契約規則の規定に基づく入札参加資格者として登録を受けていない方でも、1件の予定金額が50万円未満の修繕で、内容が軽易かつ履行の確保が容易な契約の受注・施工を希望する方を登録し、市が発注する小規模な修繕において業者選定の対象とすることにより、地域経済の活性化に寄与することを目的としています。

令和3・4年度における登録を希望される方は、下記のとおり申請してください。なお、令和2年度以前に小規模修繕契約希望者として登録済みの方であっても、令和3・4年度の定期申請をしていない場合は、登録の有効期間が過ぎていますので必ず申請をお願いします。

2 登録要件

黒部市内に主たる事業所を有する法人又は住所を有する個人で、次の①～④に該当しないこと。

<登録できない方>

- ① 黒部市入札参加資格者名簿に登録されている方又は登録を希望する方
- ② 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方
- ③ 成年被後見人、被補佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない方
- ④ その他市の契約の相手方として不適切と認められる方

3 登録申請の方法

登録を希望する方は、登録申請書（1部提出）に次の書類を添付して提出してください。

(1) 法人事業者の場合

- ① 市の納税証明書（写し可）
- ② 商業登録簿謄本及び印鑑証明書（写し可）
- ③ 登録希望業種の有資格証明書の写し

(2) 個人事業者の場合

- ① 市の納税証明書（写し可）
- ② 運転免許証、健康保険証等の氏名及び住所を確認できるものの写し
- ③ 登録希望業種の有資格証明書の写し

4 登録対象業種

大工、左官、電気、管、板金、ガラス、塗装、屋根、内装、建具、畳

5 登録の有効期間

名簿登載の日から令和7年3月31日まで

6 受付期間

令和5年4月3日（月）から令和6年12月27日（金）まで

※受付時間は9時から17時（12時～13時を除く）、場所は市役所3階財政課です。

7 登録の取消し等

名簿に登録されている方が、次のいずれかに該当した場合は、登録が取り消されますので、ご注意ください。

- ① 2の登録できない方に該当するようになった場合
- ② 倒産または破産した場合
- ③ 受注に関し不正又は不誠実な行為があった場合

8 その他

- ① 名簿に登載されると庁内に公開し、小規模修繕の業者選定に活用されます。また、契約制度の透明性確保のため、閲覧等一般にも公開します。ただし、この名簿に登載されても指名や契約を約束するものではありません。
- ② 登録後、登録事項に変更（入札参加資格者名簿に登録されたときを含む）があったときや、事業を廃止したとき又は登録を辞退しようとするときは、小規模修繕登録変更届や小規模修繕登録辞退届を速やかに提出してください。
- ③ 契約金額が10万円以上30万円未満である際は、請書（が必要となりますので発注課に確認のうえ提出してください）。

9 問合せ先

黒部市総務管理部財政課契約検査班

TEL 0765-54-2116（内線3125） Email keiyakukensa-zaisei@city.kurobe.toyama.jp